

京都市告示第 96 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成18年4月24日付けで認可した東一川町自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成16年2月19日付けで認可した檜原佃地区自治会の代表者変更の届出、平成7年8月22日付けで認可した直違橋十丁目町内会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月28日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
東一川町自治会	京都市西京区嵐山東一川町17番地の6	京都市西京区嵐山東一川町14番地の7

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
東一川町自治会	梅田 昌勝	山内 末次
檜原佃地区自治会	下辻 眞澄	南方 十九子
直違橋十丁目町内会	桐山 昇	深柄 央尚

3 代表者の住所

	変更前	変更後
東一川町自治会	京都市西京区嵐山東一川町17番地の6	京都市西京区嵐山東一川町14番地の7
檜原佃地区自治会	京都市西京区檜原佃2番地の23	京都市西京区檜原佃2番地の32
直違橋十丁目町内会	京都市伏見区深草直違橋十丁目172番地	京都市伏見区深草直違橋十丁目163番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)